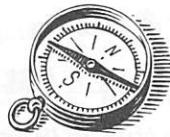


● ● | RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント＆ファイナンシャルプランニング

2012年 5月 第82号 By FP Compass

◇京都の事故を考える…

先月京都府にて、大きな話題になった自動車事故が2件発生しました。

4月12日、京都市祇園で、軽ワゴン車が歩行者を次々とはねる事故があり、運転手を含む8人が死亡しました。

この運転手は「てんかん」患者ですが、発作があつたかどうかは調査中であります。

昨年4月18日、栃木県鹿沼市で大型クレーン車運転中に「てんかん発作」を起こし、登校中の小学生の列と住宅に突っ込み、6人が死亡した事故の記憶も新しい最中、今回の事故が発生しました。

そして、同月23日に亀岡市で集団登校中の小学生の列に車が突っ込み10人が死傷(2名が死亡、2名が意識不明の重体)するという痛ましい事故が発生しました。

いずれの事故も交通弱者といわれる歩行者が犠牲となっている点が共通しています。

この場合の補償問題はどうなるのかが注目されると思います。

祇園の事故の場合、「てんかん発作」であつたとしても、おそらく、所属会社にて自動車保険が付けられていると思われますので、自賠責保険並びに任意保険共々、保険会社による損害賠償金は支払われるものと思います。

しかしながら、自動車保険に加入していな

かつたり、保険料の振り替えが、不能となり自動車保険が失効したり、継続更新そのものを失念した(忘れた)場合など、保険金の支払いはできなくなります。

問題は亀岡市の事故であります。

無免許にも関わらず、自動車を恒常に借りている場合は、大変複雑になります。

自動車保険の被保険者は、通常その車両を運転している人(被保険者本人)になりますが、他の家族や他人に運転をさせる場合、「その車運転していいよ」といった許可がされていることが条件となります。いわゆる「許諾被保険者」といわれる被保険者(保険対象者)です。

それ以外は、被保険者とはならないので、自動車保険金は支払うことが出来ません。

一般的には、ほとんど許諾被保険者となるので、問題はありませんが、盗難などの場合、許諾被保険者とはなりませんので、補償の対象外となります。盗難車で事故を起こされた場合、盗んだ本人の責任となり、保険会社は損害賠償金などの保険金は支払いません。

ただし、キーをつけたまま駐車をしていたりするなど、車両の管理が悪い場合で、かつ窃盗犯人に賠償金を支払うだけの能力がない場合、車両の所有、管理の責任者に補償を求めることがあるなど、厳しい局面になります。

話が多少それましたが、亀山市の事故の場

合、知人から車を借りているような供述をしていますが、許諾被保険者となるかどうか、また、無免許と知りながら車を貸したのかが今後の争点となります。

そして、自動車保険そのものにも加入しているか現状では分かりません。

今回の2つの事故では、多くの歩行者が犠牲となっています。

損害賠償金を巡る訴訟を起こしても、数年はかかる場合もあり、遺族または、受傷された家族の精神面での大きな負担と共に、現実的な葬儀費用や病院等に支払うべき治療費などが待ったなしの状態となります。

家族が蓄えた金融資産や、生命保険などにより、当座の出費は賄えることが出来るでしょうが、損害賠償金に匹敵するぐらいの資金は、通常の緊急資金としての金額を超える場合もあり、そこまで用意されていないのがほとんどといえます。

特に重いケガの場合、度重なる治療費の負担に耐えきれず、治療を断念せざるを得ないこともあります。

ここで、お役に立てるのが、自動車保険における「人身傷害保険」ですが、ご家族全員の契約内容が「搭乗中のみ担保」の場合、補償の範囲から外れますので要注意です。

一家に一台だけ、人身傷害の契約内容を「車外危険担保特約」付にするか「交通事故傷害保険特約」付にすれば、今回の事故においても、家族の誰かが契約している自動車保険から、ケガに関する保険金を支払ってくれる仕組みが作れます。

人身傷害保険では病院などの治療費や、調剤薬局などへの支払を直接行ってくれますので、立て替え払いをしないで済みます。

また、交通事故(労災以外)といえども健康保険や国民健康保険などの公的医療保険を利用することが出来ますが、公的医療保険を利用する時は「自動車事故に係わる第三者行為による被害届け」を提出することが必要となり、これが一般の方々にとって面倒な書類となっているので、病院側の提示する自由診療となることが多いようです。

しかし、自動車保険の人身傷害保険を請求すれば、事故報告後速やかに保険会社委託の調査員が派遣され、事故状況を伺うなどをしながら、上記の書類の作成代行をしてくれますので、手間は大きく削減されます。

これによる効果は甚大で、被保険者の過失に係わらず、そして示談が終わったかどうかに係わらず100%支払(病院、薬局には直接支払)となるために、治療費のことを心配しなくとも治療に専念出来ます。

相手の過失分は保険会社から請求されることになり、受傷者本人または遺族の方から請求しなくとも済むことになります。

今回の2つの事故でも、ご家族の自動車保険の契約内容如何によっては、大きな差が出るものと思われます。

人身傷害保険に精通し、その効果効用をわかりやすく説明が出来、ご家族全員の契約内容を把握し、事故発生時においても、的確なアドバイスをしてくれる代理店を選ぶことが、いかに重要かがお解りいただけたでしょうか。

◇セカンドオピニオンについて

大病に罹患した歳、納得のいく治療を受けたい願望は誰にでもあるものだと思います。

ただし、治療に関しては素人である患者や家族が、情報を医師から聞き出したうえで、その治療方針が適切なものであるかどうかを自力で判断するのは、現実的に難しいです。

そこで是非活用したいのが「セカンドオピニオン」であります。セカンドオピニオンとは、よりよい決断をするために、当事者以外の専門的な知識を持った第三者に求めた「意見」、または「意見を求める行為」をいいます。

セカンドオピニオン外来(自費診療)を受診する場合は、セカンドオピニオンは「診療」ではなく「相談」になるため、健康保険給付の対象とはならず、全額自己負担となります(なお保険医療機関を受診し保険証を提示して、患者が一般外来での保険診療を希望する場合は、保険診療の取扱いとなります)。

セカンドオピニオンを受ける際のポイントとして、一つ目は、最初に診療を受けた主治医とは、異なる分野、異なる系列の医師の意見を聞くことがあります。

例えば、ガンによる初診の医師が外科医であれば、セカンドオピニオンには内科医や放射線科医を選んだり、異なる系列の大学病院出身の医師を選ぶというように、異なる観点から治療方針を判断できる医師を選ぶことが重要です。

二つ目は、質問事項をしっかりと用意した上で、疑問点や不安点については理解・納得できるまで聞き出すことが大切です。

三つ目は、患者にとって医師の説明を客観的に受け取ることが難しいため、家族など、身近で客観的な判断ができる人を同席させることが必要となります。

初診の主治医と別の見解を述べることを期待して受診した患者は、セカンドオピニオンの医師が違う見解を述べると満足し、念押しのために受診した患者は、初診とセカンドオピニオンの医師の見解が一致すると満足する傾向が見られるといわれています。

患者は医師からの情報を、自分が期待する方向へバイアス(偏り)をかけて受け取る可能性が高くなります。

四つ目は、初診の主治医の見解とセカンドオピニオンが異なった時には、主治医のところで十分に確認を取ることが必要となります。

ここで、患者が気にされることは、初診の主治医や病院に対し倫理的な問題や負い目を感じられると思われますが、現在、日本でもセカンドオピニオンが浸透しており、むしろ患者の立場にたった医療を考えている医師は、患者が重大な決意を迫られた時、積極的にセカンドオピニオンを求める 것을勧めています。

平成18年4月よりセカンドオピニオン紹介に対して主治医に保険点数が付くようになっていいるのも、患者の立場にたった医療が求められている証となります。

相談する医師を選定する場合、各生命保険会社の契約者(注:保険種目と契約時期により限定)サービスの一環(メットライフアリコ、アクサのT-PEC等)として、質の高い無料セカンドオピニオンサービスを受けるのも方法です。

◇複利の効果

資産運用の世界では、複利は必ずといっていいほど「運用の味方」と謳われていますが、現実の世界、特に長期に渡り複利の効果を得ている人は、残念ながらほとんどいません。

複利は人類歴史上最も優れた発明品の一つとして賞賛したのは、あの有名な天才物理学者のアインシュタイン博士であります。

複利は金利が高いほど、そして運用期間が長ければ長いほど効果は高まります。

下表をご覧いただければ一目瞭然ですが、年利率5%で運用したとすると、1年間の年平均利回り(単利換算)は5%ですが、30年後にはなんと11.07%となります。

これは10%の単利商品で30年間運用した場合の年平均利回りが10%で、受取倍率が元金に対し、なんと4倍となりますので、長期に渡る5%複利の効果はいかに高いかお解りいただけるのではないでしょうか。

長期に運用できる方は、平均余命が長い若い人の特権ではありますが、若い人は金融資産を持っている方が少数派で、長期運用に回す資金も心許ない状態となっています。

お孫さんがかわいいと思っていらっしゃる、おじいちゃん、おばあちゃんからのプレゼントに複利の効果のある商品を利用することは、より大きな効果を発揮することでしょう。

相続税の制度変更(課税対象者が劇的に増えることが予想されます)もまもなく国会を通ることになると思われますので、日本の金融資産の大半を所有しているといわれている高齢者層の方々が、生前贈与などを利用して、相続税対策も兼ねることができます。

また、退職された方々でも、日本人の平均余命が世界の中でもトップクラスの長さですので、10年以上の運用も、一部資金であれば十分に運用できることになります。

【下表の利回と倍率は小数点第二以下を四捨五入】

運用期間	年率1%で運用の場合		年率3%で運用の場合		年率5%で運用の場合		年率7%で運用の場合	
	年平均利回	受取倍率	年平均利回	受取倍率	年平均利回	受取倍率	年平均利回	受取倍率
5年	1.02%	1.05倍	3.19%	1.16倍	5.53%	1.28倍	8.05%	1.40倍
10年	1.05%	1.10倍	3.44%	1.34倍	6.29%	1.63倍	9.67%	1.97倍
15年	1.07%	1.16倍	3.72%	1.56倍	7.19%	2.08倍	11.73%	2.76倍
20年	1.10%	1.22倍	4.03%	1.81倍	8.27%	2.65倍	14.35%	3.87倍
25年	1.13%	1.28倍	4.38%	2.09倍	9.55%	3.39倍	17.71%	5.43倍
30年	1.16%	1.35倍	4.76%	2.43倍	11.07%	4.32倍	22.04%	7.61倍

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 大木隼人 西塙英樹 木村正照 阿部 信 大西忠兵衛 阿部 尊
工藤 進 佐藤和一 深瀬幸子 多田恵子 土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp